◇通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一号）（財務省）

1　天皇陛下御即位を記念するため発行する五〇〇円の貨幣及び一万円の貨幣の素材、品位、量目及び形式を定めることとした。（別表第一関係）

2　1に掲げる記念貨幣の発行枚数を、五〇〇円の貨幣は五〇〇万枚、一万円の貨幣は五万枚とすることとした。（別表第三関係）

3　1に掲げる記念貨幣のうち独立行政法人造幣局が販売するものの販売価格を、一万円の貨幣で一枚を容器に入れたものにあっては当該貨幣の価額一二万七、七七八円に消費税を加えた一四万五五五円、一万円の貨幣及び五〇〇円の貨幣でそれぞれ一枚を容器に組み入れたものにあっては当該貨幣の価額一二万九、六三〇円に消費税を加えた一四万二、五九三円とすることとした。（別表第四関係）

4　改元に伴う必要な改正を行うこととした。（別表第一、第三及び第四関係）

5　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二号）（経済産業省）

平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三一年法律第一八号）の施行期日を令和元年五月二三日とすることとした。

◇平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令（政令第三号）（経済産業省）

1　派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額

派遣職員に関し、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三一年法律第一八号。以下「法」という。）第二八条第四項の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法第九九条第二項の規定により博覧会協会及び国がそれぞれ負担すべき金額を定めることとした。（第一条関係）

2　派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額

派遣職員に関し、厚生年金保険法施行令第四条の二第二項第八号の規定により博覧会協会及び国がそれぞれ負担すべき保険料の額を定めることとした。（第二条関係）

3　派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例

派遣職員に関し、国家公務員共済組合法施行令の特例を定めることとした。（第三条関係）

4　派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例

派遣警察庁所属職員等に関し、地方公務員等共済組合法等の特例を定めることとした。（第四条及び第五条関係）

5　博覧会協会への派遣対象から除かれる防衛省職員等

㈠　博覧会協会への派遣対象から除かれる防衛省職員は、臨時的に任用されている職員等とすることとした。（第六条第一項関係）

㈡　法第三五条第一項において読み替えて準用する法第二四条第二項等に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例によることとした。（第六条第二項関係）

6　法第三五条第一項において準用する法第二五条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例

法第三五条第一項において準用する法第二五条第七項に規定する派遣職員に関し、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例を定めることとした。（第七条関係）

7　附則

厚生年金保険法施行令の一部を改正し、派遣職員及び派遣警察庁所属職員等に係る保険料を負担する事業主に博覧会協会を追加することとした。（附則第二項関係）

8　施行期日

この政令は、法の施行の日（令和元年五月二三日）から施行することとした。

法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和元年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

（国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正）

第一条　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区		平日	一四二、一〇一円	一五三、四四一	二〇六、九四三	二二九、五九八	二五二、六七三	二八三、六九二	四三九、三〇九	五四九、五一九	六八一、四六三
		休日	二三二、〇二五円	二六四、五九六	三四〇、三二九	三六二、九八四	三八六、〇五九	四三九、三〇九	五四九、五一九	六八一、四六三	七五九、三九三
市		平日	一一二、五五一円	一二七、六八二	一九二、一六八	二〇〇、〇四八	二一九、七三二	二七二、三一九	三五一、八三六	四三三、七七六	五四八、五七六
		休日	二〇一、四七五円	二一六、六〇六	三二五、五五四	三三三、四三四	三七四、九四九	四九四、六二九	六〇四、八三九	六八七、二四一	七五五、二二三
町村		平日	一一二、五五一円	一二四、三一一	一六六、一四二	一八五、七八二	二〇八、四三七	二六二、一三七	三〇〇、四三三	三三五、七一四	三五九、二三五
		休日	二〇一、四七五円	二三五、四六六	三二一、七五九	三六三、六三〇	三八六、二八五	五〇六、六七八	五八九、四三六	六九一、四一〇	七五九、三九三

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区		平日	四八、六八〇円	六八、四〇〇	九四、三〇九	一一四、八〇〇	一三四、四〇〇	一五四、〇〇〇	一七三、六〇〇	一九三、二〇〇	二三一、八〇〇
		休日	一三七、六〇四円	一五三、四四一	一八四、五二九	二〇六、九四三	二二九、三三二	二五二、七三三	二七五、一三三	二九五、五三三	三一八、〇〇〇
市		平日	四八、六八〇円	六八、四〇〇	九四、三〇九	一一四、八〇〇	一三四、四〇〇	一五四、〇〇〇	一七三、六〇〇	一九三、二〇〇	二三一、八〇〇
		休日	一三七、六〇四円	一五三、四四一	一八四、五二九	二〇六、九四三	二二九、三三二	二五二、七三三	二七五、一三三	二九五、五三三	三一八、〇〇〇
町村		平日	四八、六八〇円	六八、四〇〇	九四、三〇九	一一四、八〇〇	一三四、四〇〇	一五四、〇〇〇	一七三、六〇〇	一九三、二〇〇	二三一、八〇〇
		休日	一三七、六〇四円	一五三、四四一	一八四、五二九	二〇六、九四三	二二九、三三二	二五二、七三三	二七五、一三三	二九五、五三三	三一八、〇〇〇